

平成30年度第4回合志市教育委員会会議録（7月定例会）

- 1 会議期日 平成30年7月27日（金）
- 2 開議時刻 午後1時30分
- 3 会議場所 合志庁舎 2階 庁議室
- 4 出席委員 委員 高見博英 委員 坂本夏実 委員 塚本小百合
委員 村上貴寛
- 5 欠席委員
- 6 職務のために出席した者
教育長 惠濃裕司
教育部長 鍬野文昭
学校教育課 松岡隆恭教育審議員
角田賢治指導主事
澤田みほ指導主事
右田純司課長
齋藤正典総務施設班主幹
生涯学習課 栗木清智課長
人権啓発教育課 林智英啓発教育班長

○惠濃裕司教育長

それでは、本年度第4回教育委員会7月定例会を開催します。

会議録の署名者につきましては、高見委員、坂本委員にお願いをしたいと思います。

それから、前回の会議録につきましては訂正もないということでございますので、御承認いただきたいと思います。

それでは、ここで司会進行を高見教育長職務代理者のほうにお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○高見博英教育長職務代理者

それでは、これからの進行につきましては私のほうで進めてまいりたいと思います。

その前に、村上委員は、今日が初日でいらっしゃいますので、簡単にお話をいただきたいと思います。

○村上貴寛教育委員

皆さん、こんにちは。この度、合志市議会の御同意をいただきまして、教育委員を努めさせていただくことになりました村上と申します。何分経験もなく、知識も不足している部分が多々あるかと思いますが、日々努力をしまして一生懸命頑張りたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○高見博英教育長職務代理者

それでは、日程1、教育長報告にまいります。
惠濃教育長、お願いします。

○惠濃裕司教育長

動静を申し上げたいと思います。

先月の6月27日以降、定例教育委員会以降になります。

6月28日 第1回同和对策連絡会議。

29日 市の人推協の社会教育部会総会。

7月 2日 教職員組合来庁。

5日 管内教育長会議。スポーツコミュニティ熊本が来庁。

6日 小中学校新設校建築事業者。

7日 JAまんまキッズスクール。

9日 学校経営研究会。

12日 西南中の総合訪問。

13日 市校長会議。市退職校長会の総会

20日 議会全員協議会。夏の青少年健全育成県民総ぐるみ運動講演会。

21日 人権教育研究大会。

25日 市童話発表会。

26日 県中体連九州大会出場者表敬訪問。

動静は以上でございます。

○高見博英教育長職務代理者

それでは続きまして、7月の管内教育長会議の報告をお願いいたします。

○惠濃裕司教育長

はじめに所長のお話でございますが、昨今、非常に教職員の不祥事が止まらないということで、宮尾県教育長の緊急会見がありまして、資料に書いておりますように、一丸となって県下の教職員が不祥事防止に向け取り組んでいる中で、大変残念な結果である。校長は不祥事防止に向けた県の教育長メッセージのあとに、自分の思いを込めて教職員に語ってほしい。また、処分を受けた職員のコメントを使って研修会を行ってほしいという話が県の教育長からあったということでございます。

それから、この不祥事に関連しまして、これは警察官の言葉ですけれども、わいせつ行為は癖であり、治らない。本人も犯罪であると自覚しているが改善できない。わいせつ行為をすることに温情は不要。日ごろの行為に垣間見えることもあるので、しっかり観察をしてほしいといった警察官の言葉も引用されたようでございます。

2番の働き方改革につきましては、何かあったときに管理職がどれだけ言い続けてきたかが問われるので、日ごろから教職員の働き方改革に向けた意識改革に努めてい

ただきたい。

それから、これは不祥事防止の件ですけれども、学校現場におけるスマホ等の取り扱いについては、子どもの撮影は自分のスマホは使わないこと。学校に置いてあるカメラを使って撮ってほしいということ。また、保護者、子どもとの連絡に自分のスマホは使わない。使う場合は、校長の許可を得てするということが、日ごろから指導されていることですので、それを徹底してほしいということですので。

管理職選考考査については、校長、教頭大量退職後の菊池の教育を支える人材を育てていかなければならないので、教育長はじめ、そういったところで助言をお願いしたという話がありました。

次に、木村管理主事からの教員採用選考考査についてですけれども、今日が発表ということを一先ほど申し上げましたけれども、選考考査は7月15日にあっております。小学校が2.3倍、昨年より0.3ポイント減と、実数で言いますと、応募者が366人、採用が161人です。中学校は6.9倍、0.9ポイントの減、応募者が343人で採用が50人ということで、中学校の倍率が高くなっているということですので。

交通事故は省きまして、(3)の通知文を申し上げたいと思います。

1番の教職員における夏季期間中の特別休暇について、これは教育長報告資料集の1ページに載せています。教職員の特休については、5日以内ということで、7月1日から9月30日の間に取っていただきたいということですので。

それから、長期休業中における教職員の服務及び学校管理等については、資料集の2ページの1番の(1)を読みます。服務について、教職員は長期休業中といえども、職務専念の義務を負っており、平常どおり勤務すべものであること。また、その際に、過度に軽装となることなく、クール・エコ・スタイルの範囲内の服装で勤務すること、そういった諸注意がっております。

そして、5番の不祥事防止について、今年度に入り県内の学校において、学校徴収金の横領による懲戒免職処分やPTA会費等の流用の疑惑に加え、6月には児童福祉法違反の容疑や盗撮による県迷惑行為防止条例違反の容疑で教職員が逮捕される事案が発生するなど、県民の信頼を損なう不祥事が続いている。今一度教職員一人一人に全体の奉仕者としての自覚に基づく公務員倫理の確立と服務規律の確保に努めるよう指導することということで、休業前にしっかり指導をお願いしますと話がありました。

それに関連しまして、学校徴収金の取扱いについてという通知文が出ております。3ページのアンダーラインを引いているところです。特に注意をして指導をしてください。これは県立の高校で事案がありましたので、県の学校人事課の課長から各県立学校長へということを出しておりますけれども、義務制のほうも同じように指導を行うことになっております。

それから、不祥事防止に関連しました新聞記事がありましたので、これは帰られてからでも目を通していただくとよろしいかと思っております。

続きまして、サービスに関する要求書については資料の7ページです。先日、組合から私のところまでに、要求書を持ってこられました。要求は、7ページにもありますように、1番の夏季休業中のサービスについて、次の条件整備を進めることということで、ここに書いてあるような要望書を出しています。要するに、夏休みのサービスについて、私のほうでは、当然そこは十分学校長も配慮した上で、日番の割り振り等も含めてすぐ配置しているということで説明をしたところです。

それから、3番の教職員の総実務時間数の縮減等に向けた具体的な取り組みについて明らかにすることについては、日ごろ先生たちの超過勤務時間の報告を受けておりますし、校長のほうで適切な指導がなされていることと思っておりますと回答をしているところでございます。

教育事務所にもこれと全く同じような要望書があがっております。2市2町の教育長にも同じようなものがあるわけでございます。私は、基本的には常識で判断をしていきますということで回答をしているところでございます。

続きまして、指導課のほうを申し上げたいと思います。

浦田指導課長からでございます。1番、児童生徒の命を守る取り組みについて、今年の5月、県北の高校生が自死した事案がありました。このようなことは、もう絶対起こしてはならないということで、学校はこころのアンケートを取るわけでございますけれども、だれにも相談できない生徒が2、3割いるという事実をしっかり認識してほしいということです。それから、学校は知っていたのに何も教えてくれなかったという保護者の意見もあったということでございます。普段の子どもの見とりをしっかりお願いをしたい。要するに、アンケートに書いてなかったからではなくて、少し普段と様子が違うなど、サインが何かあるはずだから、見とりをしっかりやってほしいということでございます。なお、本市におきましても、薬を飲んだ、あるいは、SNSで知り合った男性と、関東方面に出かけた。それから、遺書のようなものを書いたという事例もございますので、担任止まりにせず、学校、組織として対応してほしいといった話がありました。

それから、2番のキャリア教育の視点による教育活動のさらなる推進についてということでございますけれども、学校の先生方をお願いということで、生きる力を育むためにキャリア教育をすすめてください。今の学びが将来どのように生かされていくのか、そういったことまで指導者が意識して子どもたちに話ながら十分当たってほしいということでございます。

それから、夏季休業中の事故防止ということについては、そこにお示ししている数字が出ているところでございます。

それから、熱中症事故の防止についてと、これは熱中症というのは、人災であるということです。要するに、適切な指導をしていなかったということ、そういった考え方をしてください。ですから、この暑い時期は30分で1回は給水をするなど、こまめな指示が必要と指導がございました。

それから、その3番の一番下の○です。水難事故の防止についてということで、プ

ール開放の事故をなくすということですが、夏季休業中のPTA主催プール開放前に安全管理の確認をしてくださいということです。これはAEDと熱中症予防についての話がございました。

それから、4番、部活動の適正運営についてです。これは資料集の9ページにガイドラインが出ておりますので、これはあとで御覧いただきたいと思います。

それから、6番の生徒指導についてです。5月の菊池市管内の不登校傾向が63名で、昨年5月よりプラス1名増加しています。不登校は小中あわせて31名で、昨年5月より7名増加しています。新規の不登校が増えてきているということで、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、早めの派遣申請をお願いしますということがございます。

それから、夏季休業中の生徒指導についてということで、資料の13ページに通知文を差し上げていますけれども、昨年度との変更点についてはアンダーラインが引いてあります。

それから、ネットトラブルの防止ということにつきましては、SNS上のトラブルが非常に数多く発生している。だれが携帯を持っていて、だれとやりとりしている。できたらそういったところまで担任は把握をしていただきたいという指導課長からの話がありました。

それから、8番、全国学力・学習状況調査についてです。結果の提供、公表日については、市町の教育委員会が7月24日、各小中学校は今日が提供日となっているところがございます。これについては慎重に検討をして対応をしていきたいと思っています。

それから、7番の教育と福祉の一層の連携の推進についてという通知文が来ておりましたので、お時間があるときに読んでいただければ幸いです。

私からは以上でございます。

○高見博英教育長職務代理者

何か皆さん方のほうから御質問はございませんか。

一つお尋ねします。組合からの要望書の中で、免許更新やいろいろな講習会での資格取得に関するようなものがありますが、それについては、通常はどのような服務になっていますか。

○角田賢治指導主事

夏季休業中については、義務免です。

○高見博英教育長職務代理者

ほかに何かございませんでしょうか。

ないようでございますので、日程1については以上で終わります。

それでは、日程2、議題に移ります。

第1号議案、合志小中一貫教育推進方針についての説明をお願いいたします。
松岡審議員。

○松岡隆恭教育審議員

お手元に配りました1枚ものの差し替え分から御覧いただければと思います。

合志市では、平成28年度からこの小中一貫教育に取り組んでまいりました。28年度、29年度が主に準備期間、そして30年、31年度、本年度を含むところで移行期間、32年度には全面実施、そして33年は新設小中一貫校の開設というところにつないでいく考えを持っております。これまで小中一貫教育の基本方針については、教育委員会の中でも御承認を得ているところですが、現在、平成30年度ということになりますので、本年度のこの小中一貫教育の推進の方針について示すことで、8月6日に小中一貫教育の推進会議を予定しておりますけれども、校長会議が終わりましたあと、そこで説明する資料としても使いたいと考えておりますので、今日、ここで委員の皆様方に見ていただきまして、いろいろ御意見をいただければと思っております。

資料のほうですけれども、教育の基本テーマは、「未来を拓く心豊かな人材を共に育む」それから、学校教育の努力目標は、本年度“夢をつなぎ、育み、拓く教育の実現”と、昨年よりもコンパクトにした形でこれは決定しております。キーワードは、「志をあわせる」と「協働」です。

その下に、小中一貫教育推進のねらいというもの、四角の中で書いておりますけれども、6点そこは出してありますが、児童生徒の発達段階に応じて、9年間という教育で、その中で中1ギャップというものを防止し、児童生徒の学力の向上を目指していくことが大きな狙いの一つ、それから、同じく9年間、多面的教育をとおして、児童生徒の規範意識、生活習慣の向上、そして、最終的に郷土に誇りを持った児童生徒を育てていくというものを掲げております。それから、3つ目は、今問題になっております、いじめや不登校の問題。これの未然防止、あるいは早期発見と早期解決というところにつないでいきたいというところも載せております。それから、その次は、小中学校それぞれの教員が相互に教育活動それぞれをどのように行っているか、そんなところを理解しあうというようなところを載せております。その下は、そういう交流活動を通して、教師自身の資質能力も高めていくというところを載せているところです。最後のところを書いておりますのは、この小中一貫の取り組みによって、学校と家庭、地域との協働体制を構築し、地域ぐるみの教育環境づくりを進めていくというようなところを小中一貫教育の推進の狙いとして示しているところです。

その下の小中一貫教育の目標は、学校・家庭・地域が一体となって、子どもと一緒に、子どもたちの夢を育み、夢の実現を目指すということで表しております。

基本方針につきましては、下の枠の中に4点書いておりますけれども、各中学校区の特色を生かしながら、3つ中学校区それぞれが一貫教育を進めていくというスタンスが基本方針となります。それから、義務教育の9年間、現行では6・3制となってお

りますけども、4・3・2を標準としたまとまりとして捉えなおしながら、小中一貫教育のよさを推し進めていくというような考え方になります。3つ目につきましては、指導計画等をしっかり整備していくということ。それから、4つ目は、委員会組織をきちんと確立をするということで、市としましての小中一貫教育の推進委員会、それと各中学校区の小中一貫教育推進委員会、これは一番下の段に括弧書きで中学校区運営協議会としておりますけども、中身としては同じものを指しますが、立ち上げは推進委員会というところで始まったものをゆくゆく中学校区の運営協議会というような形の組織に持っていきたいということで構想しておりますが、今年度、既に各中学校区では、この運営協議会を立ち上げて、実際に第1回の会議がもう進められております。この方法に則りながら、そういう一歩先に出た対応が始まっているということが現状となります。

裏面のほうを御覧いただきますでしょうか。

市の重点取り組みと書いております。こちらにつきましては、既に年度当初から本年度の重点目標の中に織り込んであります大きな4点、小中一貫教育を軸にした教育活動の充実、2つ目がアメニティ教育の創造と潤いのある学校づくりの推進、3つ目がICTの効果的な活用、効率化、4つ目に、働きやすい職場環境づくりということで、もう少し細かく○印でそれぞれ示しております、具体的にそういう取り組みを進めていくということで、現在、進んでおります。

大きい3番の30年度、本年度の取り組み事項(例)としておりますけども、組織づくりとしましては、校務分掌への位置づけを明確にしていくということで、小中一貫教育の担当者を各学校明確に出してもらおう、既に出ているところがありますけれども、明確でないところは本年度それをきちんと位置づけをしていくということになります。それから、各部会、教務主任ですとか、生徒指導、あるいは研究主任、学年部会と、各これまでは学校単位で行っていましたが可能なところは中学校区で集まりまして、情報交換をしながら共通の取り組み等しっかり定めていくことができるようにこういう各部会等も進めていきたいと考えております。

②番に書いております、小中一貫教育に必要な教育目標、生徒像の設定ということで、幾つか○を付けておりますけども、共通の教育目標、それから研究テーマ、実践事項の設定をしていく。それから、どのような児童生徒の姿を目指していくのか、最終的には中学3年生が9年間で目指す生徒の姿となってまいりますので、そういうものをより明確にしていく、共有できるようにその整備を本年度進めていきたいということになります。それから、4・3・2のまとまりにつきましては、そこに標準と書いております。基本は4・3・2の考え方になると思いますけども、各中学校区ごとにさまざま条件等も違いますので、学校が非常に近いところ、それから、かなり離れているところ、小学校と中学校の数も多いところは3校から中学校にあがります。2校から中学校というところもあります。条件が違いますので、もしかすると、その考え方、少し柔軟に変えていく必要があるかもしれませんので、あくまで標準ということで、ここは示しているところです。それから、アメニティ教育は指導計画をしっか

り作成していくことで教育を継続してまいります。指導計画の系統性、小学校1年から中学校3年生までの指導計画がきちんと系統性を持ったものであるかどうか検証していくことが必要になると考えております。系統的な指導計画の中には、生徒指導、基本的な学習習慣や生活習慣、学び方等、さまざまなものが含まれるということで、そこに示しているところです。

大きい3番の小中学校の違いを捉え、9年間を貫く教育環境の連続性を構築ということで、小中一貫教育を進めていく上で一番壁になるのが教師自身の意識と言われております。小学校で培ってきたもの、中学校で培ってきたもの、それぞれ学校文化がありますので、その壁を取り外して一貫としてやっていくというときに、教師自身の意識をうまく変えていくということが必要ですので、そういうところを移行期間中にしっかり取り組んでいきたいということでそこに書いております。

それから、4番目にあります、教育的効果があると思われる取り組みの実践ということで、これは移行期間中に、最終的には完全実施を32年度にしております。30年度、31年度は移行期間にあたります。その中で、小中一貫教育として、さまざまな取り組みを試行しながら、その中で検証も含めてどれが効果のある取り組みであるのか、組織づくりから実践まで含めて、そういうところをしっかりと深めていく、そして、全面実施に備えていくという考え方で示しております。

最後、その他のところに書いておりますけども、各中学校区、市内一斉に小中一貫教育推進の日というものを設けております。本年度も毎月1日設けて、その日に小中一貫の会議と中学校区で集まっていろいろな必要な協議等ができるようにしているところです。柔軟にそのあたりも使っていただくようにということで、本年度、今申し上げましたようなところを本市の小中一貫教育推進方針として本年度、30年度の進め方の大元の方針としまして、当然、この考え方は28年度に出ました基本方針を受けて作成をしたものですが、具体的に本年度この形で進めながら、新たな課題等に向けて次年度、さらに深まりのある取り組みにつなげていきたいと考えているところです。

それから、資料のほうに戻っていただきますと、8ページからあとは、これも平成30年度と書いております、小中一貫教育の実現に向けた取り組みの案ということで、共通した定義、目標、その他は共通したものです。少し具体的なそれぞれの目指す学校や子ども・教師像、今後の取り組み、組織編成、それから、指導體制の計画、そういうものを少し細かい形で示したものが11ページ、12ページまであります。全体の大きな小中一貫教育推進のイメージとしては12ページの図に示しておりますけども、今、地域ぐるみで小中学校のその小中一貫教育を核としながら、地域を巻き込んで子どもたちの教育にあたっていく。本市で教育を受けることができよかったですと思えるようなそういう教育を実践していきたいということで、このような資料を作成し、先ほど申しました、小中一貫教育の推進会議で、各学校に周知をして、具体的な取り組みにつなげていくようにもっていききたいと考えております。

私のほうから小中一貫教育の方針等についての御説明は以上です。

○高見博英教育長職務代理者

西合志中学校区の試行から全本市の中学校区に対しての移行に移る時期になってまいりました。共通した考え方、基本方針のもとで実行していくことが必要になりますので、今、提案があったところが非常に大事になってくるかと思うわけです。今、説明があったことについて、何か御質問はございませんでしょうか。あるいは御意見等はございませんか。

○高見博英教育長職務代理者

教育長。

○惠濃裕司教育長

村上委員さんは今日からお見えということでございますので、この小中一貫ということについて、少しお話を申し上げますと、市長のほうで健康都市合志ということをよく標榜されております。その中で、もちろん私たちは教育委員会ですから、教育の健康という目標があります。その教育の健康とは何かというと、子どもたちが元気に教育を受けて、そして、自らの将来に向けた自立を促していくような教育、そういう活気のある教育を念頭に私たちは考えているわけでございますけれども、当時、ちょうど熊本地震がございまして、この地震からの復興というのがありました。市長のほうも、当時の市よりもさらに元気な市に、元通り復興するのではなくて、それよりもさらに元気なまちづくりをしていきたい。教育委員会は、それに対してどんな施策を打っていった方がいいのかということをも少し考えたところでございます。そういった中で、前から合志もこの小中一貫というのを温めてあったものに勢いをつけていこうというところで、打ち出していったわけでございます。小中一貫というのは、小中学校の垣根を越えて義務制の先生方が目指す子ども像を共有しながら9年を通じた教育課程を編成していくこと。今まで小学校、中学校、別々に組織されていたものを、それに起因する障害、例えば、不登校です。中学1年になると急に増えていく、そういった中1ギャップと言いますけれども、そういった垣根を、小学校から中学校への段差を少しでも少なくしていく、反面、段差は大事なことで、これ乗り越えていく力も当然付けなければなりませんけれども、それをなるべく滑らかな形で中学校につなげるということで、小中一貫教育というものを導入していったわけです。ですから、先生たちにとっても、私は小学校の教員、あなたは中学校の教員ということではなくて、同じ義務制を取り仕切る教員であって、そこをやはり同じ義務制の教員として、育てていかなければならない力や、資質があると思っております。要するに、15歳、中学校3年生の時点での子どもたちの生きる力、あるいは、15歳のときの姿にみんなの先生が責任を持つということが大事ではないかということで、これを導入してきたところでございます。今、西中校区が一番進んでおりますけれども、合志中校区、西南中校区もそういう取り組みに学びながら自分の学校区にあった、実態に応じて今取り組んでいこうと、その推進の方針を今、審議員が述べたところでございます。

以上でございます。

○高見博英教育長職務代理者

小中一貫教育という名のもとでやるわけですが、基本的には、小学校、中学校というのは現に存在するわけです。ですから、その小学校と中学校がある中で、小学校は小学校で、中学校は中学校で、学習指導要領に則った形での校区教育はやっていきます。ただ、今、教育長がおっしゃったように、小学校は小学校、中学校は中学校で行うけれども、その職員の認識の中で、小学校、中学校という垣根を越えて9年間を子どもたちの教育に当たるという認識を持ってもらいながら、どんなところで連携したものができるといふことで、より実のある小中一貫教育をやっていこうというので、今、提案があったわけですので、いろいろな御意見があると思いますので、気付かれたことについてお願いいたします。

私が一番気になるところは、結局、実際やる上で、さっきの4・3・2のまとまりという、言葉では簡単にできるけれども、その4・3・2の塊が具体的に今後どのようにできるのか。校長、教頭を中心にしながら、移行期間の中で検討されると思いますが、具体的に4・3・2のまとまりというものをイメージとしてどのように今考えておられますか。

松岡審議員。

○松岡隆恭教育審議員

4・3・2の考え方としましては、義務教育9年間の1人の子ども、小学校1年生に入った子どもが中学3年生で義務教育を終えますけれども、その間、ずっと継続して成長していくわけですが、現在は、小学校の1年生から6年生までが一つの区切りとしています。実態としましては、この中の成長というのはかなり差があると思います。また、中学校1年生から3年生が一つの区切りになっていますけれども、小学校は6年生まで学級担任として基本1人の先生が授業をずっと行って、それは1年生から6年生まで同じやり方が基本になっています。中学校は、教科担任制で中学1年生から3年生までは教科ごとに先生が変わるといふことで、いろんな先生が関わっていきます。社会性を身に付けていくということでは、中学校のやり方がメリットはありますし、小学校の担任制であるところは、特に低学年の1年生の子どもについては、そういうシステムというのは非常に有効であると思います。ただ、それを1年生から6年生までずっと同じシステムで行っていて、中学生になったときに、教科担任に変わります。先ほど中1ギャップというふうなお話も出ましたが、極端に変わるのではなくて、小学校低学年の1年生から4年生という一つの区切り、そして、小学校の5年生から6年生、中学校1年生までの3年間を一つの区切りとして、最後は中学校2年生、3年生の区切りですが、4・3・2の3の真ん中のところで中学校のよさと小学校のよさ、両方を織り交ぜるような形をとります。例えば、中学校から専門性をもっています教員が小学校で授業をするなどの形で、教科制にも小学校

の高学年の段階で慣れていく、そして、スムーズに入っていくということが出来ます。学校が近いところはそういう形がやりやすいと思いますけれども、離れたところは、同じようにはできませんので、そこが先ほど申しました、4・3・2のくくりというものを標準としながら、学校のそれぞれの特徴を生かして取り組みを考えていくということで、一律にするということではないですけれども、それぞれの良さを生かしながらいまうまくつないでいくイメージで私自身は思っております。

○高見博英教育長職務代理人

結局、9年間を見た場合に、小学校の長い6年間と中学校の比較的短い3年間、そこで一番課題となっていたのが小学校6年と中学校1年のつながりのところが非常に課題として今まであったので、それを小学校5、6年、中学1年というまとまりで先生方が意識しながら教育をして、その中で中学校の教科担任制というものが出来る範囲で入れられていくと、児童が中学校に臨むときのいろいろな心配事、あるいは、ネックになっているようなことの解消に、少しでもつながっていくであろうということで、今、審議員がおっしゃったようなところを大事にしていこうということです。

○松岡隆恭教育審議員

今説明しましたのは、どちらかという教師側がどう動くかということですが、そのほかにも児童生徒同士が小学校から中学校に行き交流をするような形で行事を一緒にしたり、あるいは、授業も中学校の授業を経験するようなどころも今後どういう形ができるかというのを考えていくと、いろいろなものが出てくるのではないかなと思っております。

○高見博英教育長職務代理人 教育長。

○惠濃裕司教育長

その4・3・2の中で一番大事な部分は3だろうと思います。小学校5年生、6年生と中1へのつなぎ、この3の部分で今、西中校区でも中学校の先生が小学校6年生のところで授業していますし、小学生も中学校に行き授業を受けています。交流することによって、中学校生活に慣れるというところに重きを置いて今指導しているところです。4・3・2の4と2については、今のところ特段の動きは特にございませぬ。ただ、その授業の交流、児童生徒の交流というところでは、子どもにとって、特に中学生の自尊感情は、高めることができるということが報告としてはあがってきているところです。

それから、先生たちにとっては、中学校の先生は小学校の授業を見ることによって、小学校の先生のきめ細かな授業を学ぶことができますし、小学校の先生は、中学校の専門的な授業を見るということが出来ますし、指導観、教材研究、授業の仕方、そう

いったものを今取り組んでもらっているところでございます。とにかく3の部分はこの小中一貫教育は大事にしていきたいと思っているところです。

以上です。

○高見博英教育長職務代理者

ほかに御意見等ございませんか。

坂本委員。

○坂本夏実教育委員

例えば、保護者、御家庭の方からの視点ということでなされているのかもしれないのですが、第一子の子どもさんが中学校にあがるときというのは、子ども以上に御家庭でもいろいろな不安と期待を抱えていますので、保護者の方が中学校に行って参観ができるような場面があったら、強制ではなくて、そういう日もありますよということで、お話をいただくと、とてもいいのかなと思います。保護者の方のフットワークが軽くなると、子どもたちもまたよりそのような気になるので、そういう機会があればいいなと思ったところです。

○高見博英教育長職務代理者

角田指導主事。

○角田賢治指導主事

それはまだ実現はできていません。昨年度、西合志中学校区と西合志南中学校区では、6年生の体験入学を今まで2時間ぐらいかけて行っていましたが、昨年度は4時間かけて6年生が中学校の校舎を使って授業をするということを初めて行われました。その中でいろんな反省であったり、よかったことであったりということがありましたけど、先生方の中でこれは西合志中学校区ですが、その小学校6年生が西合志中学校で授業をする際に、それを授業参観にしてはどうかという意見が出てきたということでした。つまり、小学校6年生の保護者の方は中学校で小学校6年生の授業の様子を見ていく。必然的に、そこには中学生2年生、1年生の授業はあっていますので、そちらの見学もできると、そういう形のやり方もあるというような意見が職員の中から出てきたという報告はあがってきています。

○高見博英教育長職務代理者

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

もう一つ、この試行期間の中で課題になるのは、ことば教育です。ここ何年間か本市の中心課題として出しておるわけですがけれども、具体的に9ページに書いてありますけれども、こんな子どもにといいところで、ことば教育、それから、こんな教育をといいところにも、ことば教育ということが書いてあります。それでは、9年間の中

にことば教育を計画的なものにどのように変えていくか、これが一つ課題として出てくるかと思imasるので、担当の係の人は大変かと思imasすけれども、このことば教育というものについても9年を見通して、基本的な項目を各学年設けていくようなことが、今後大事になってくるかなというのを感じました。今後の計画がありましたらお願いします。

澤田指導主事。

○澤田みほ指導主事

今後というよりは、現在の取り組みになってしまimasすけれども、担当者会議を開いた際に、各学校の取り組みの紹介をしていただきました。そうしたら、授業の中でのことば教育、ことば教育といimasしても、朗読の仕方であったり、挨拶の仕方であったり、それから、授業だけでなく、放送委員会の取り組みでわかりやすい丁寧な言葉づかいでとか、そういういろんな取り組みを学校でされていることがわかりました。それを小中一貫教育で、さらにことば教育の充実というときには、きちんとした系統性を持った指導計画がつくられていくことが必要だろうと思imasしています。それは、これからの取り組みになってはいimasすけれども、各学校が取り組みについては情報交換をしているところですので、今後、児童生徒の姿から効果があったとわかるような取り組みについては、小中一貫教育の中の取り組みでも具体的に計画を入れていきたいと思imasします。

○高見博英教育長職務代理者

各中学校区によってそれぞれ違うところがありますし、一つ思imasするのが、結局、これから小中一貫教育を行うことによって、先生方の負担過重が多くなってしまうと、逆にそのために子どもに接する時間が減ってしまetteマイナスになることも考えられますので、最低限のところは少しハードルを下げてでも、こういうことをきちっと共通してやっていけるといふのを前提にしながら、年度によって一つずつ課題を高めていくような姿勢ぐらいでいいかと思imasしますので、先生方にも理想を最初から掲げるようなことについては、できるなら控えていただきたいなというのが私の気持ちでございます。

ほかに小中一貫教育についての皆さん方の御意見ござimasませんか。

村上委員、何か今聞かれた範囲で何か質問したいようなところござimasませんか。

○村上貴寛教育委員

私が初めて聞かせていただきまして、小中学校の学校ができるということで、その校区はどういう形になるのかがわかりません。

○高見博英教育長職務代理者

校区につきましては、学校をつくるということが決まった時点で準備委員会を開きまして校区の設定をしました。基本的には、今度新設される学校に近い行政区単位で構成しています。あまりにも大規模校になるといけませんので、小中学校あわせて、初年度、スタートしたときに950人ぐらいのところと予定しております。

○惠濃裕司教育長

関連してよろしいですか。

○高見博英教育長職務代理者

教育長。

○惠濃裕司教育長

今度、分離新設校をつくります。その時に、同じ敷地に市長のほうから小中学校をつくるということを言われたわけです。そうすると、同じ敷地に小学校、中学校を別々に建てると非常に効率的によくないということで、小中一体型の学校をつくろうと私は思いました。そうであるならば、今は全国的にも広がりがありますので小中一貫校のほうが非常に合理的でもあるし、これからの子どもたちの教育課題に応えることができるのではないかとということで、小中一貫教育を行おうとしたわけです。そうすると、その分離新設校だけで小中一貫教育を行うと、ほかの校区から不公平感がないようにと、そこは市長もその辺のところは危惧されておられまして、私も義務教育は公平・公正というのがあります、どこの学校でも小中一貫教育やるけれども、どこの学校でも教育課程は一緒、同じ学習指導要領に準拠した形で行うということで、合志市内はどこで学んでも同じような教育を受けられるということが大事だろうということで、合志市全体を小中一貫教育にしていこうという形になったわけでございます。今、その移行期間ということで、分離新設校は33年に開校しますので、その分離新設校も一体型の小中一貫校としていきますので、今その準備をしているところでございます。

○高見博英教育長職務代理者

ほかにありませんでしょうか。

特になければ、平成30年度の合志市小中一貫教育推進方針につきましては、原案のとおりで承認をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、続きまして、第2号議案の合志市小中学校部活動の指針について説明をお願いいたします。

松岡審議員。

○松岡隆恭教育審議員

資料はお手元の13ページになります。第2号議案、合志市小中学校部活動の指針(案)と示したものですけども、この部活動の指針につきましては、昨年度改正をされております。本年度4月に中学校における部活動の指針というものが県のほから改正したものが出されました。それを受けまして、従来の指針では馴染まない部分、少し表現が違うというような部分がありましたので、今回、小中学校部活動の指針の中学校の部分について、特に文言等を変えて、県の指針に対応できるようにするために改正ということで、今日、ここに御提案させていただきたいと思っております。

従来のものから表現等を変えたところは、波線が入っている部分になります。各ページに少しずつ入っているというような状況だと思いますけれども、変えたところの御説明でよろしいでしょうか。

○高見博英教育長職務代理者

部分的なところでお願いします。

○松岡隆恭教育審議員

部活動の意義のところでは、4行目のところの右側に文書で「したり」というところに線が入っております。これは文言で、文章で前に「築いたり」というものがあって、あとに「したり」がなかったので、それを入れたということであります。

それから、大きい3番の部活動対象学年、小学校4年生以上を原則とするということを書いてあります。これはそのままですけども、小学校の運動部活動等につきましては、現在、社会体育への移行というのを本年度中に移行をして、来年度から完全に社会体育に変わるということで、現行、本年度のこの指針につきましては、これまでの小学校の指針としてそのまま残しております。来年度は、これがまた変わるということになると思われま。

説明を続けますが、大きい4番の(2)の中の②番の最後のところです。一人一人のあとに、「自己実現できる」ような指導に努めると、ここはもともと、「楽しめるように」という表現を小学校のほうの指針から取ってきてあった文言ですけども、今回、中学校のほうの表現では自己実現という表現になっておりましたので、そちらのほうに変えたところです。③番の「スポーツ障害」というところに線を入れておりますけども、ここにつきましては、昨年度は、単に「傷害」という、傷害の傷も傷に害を受けるというような字でありましたけども、これも中学校のほうで見ますと、スポーツ障害というのが明確に出ておりましたので、こちらのほうを入れております。

5番の顧問・指導者につきましてはの(1)番、自校の教職員をもって充てるのあとに、「部活動指導員を含む」という文言を入れております。これも県の方針で、教職員以外で部活動指導員というものが新たに、現在、合志市には配置はされておられませんけれども、今後はそういう動きになってきますので、それを見越して入れております。

裏の14ページのほうを御覧ください。

こちらのほうは、7番の練習の(1)小学校のあとに、先ほど申しました、「平成31年度から社会体育に完全移行する」ということの文言を括弧書きで入れております。

それから、中学校のほうにまいりまして、②番の練習時間、ここが明確に変えたところですが、ア、平日の練習時間は、「長くとも2時間程度とする」ということで、従前のものは、「2時間程度を原則とする」という表現になっておりました。県のほうが原則ということではなくて、この程度とするということ、原則の場合には、何かの特別な事情で大きく変えるということもやむなしということになるのですが、程度とするというほうがよりそれに近いものを守らなければならないということで、中学校の生徒の健康状態など、いろいろなことを考えればこちらのほうが適切だと思いますし、対応するので程度とするという文言にしております。同じく、イの土日、祝日、長期休業のところも「3時間程度を原則とする」を「長くとも3時間程度とする」というような表現に変えているところです。

15ページのほうを御覧ください。

下のほうにいきまして、(2)番の①「影響を及ぼす懸念もあるので、事前に」というような文言を入れております。もともとの表現は、「影響を及ぼすことがあることから」とありましたけども、そのような表現に変えたところです。

それから、②のスポーツ傷害保険等に「加入し参加すること」となっていたところを、「加入のうえで参加すること」と、明確に参加することを書いたということになります。

それから、③の「問題があるので」を「問題について」という表現を変えました。中身は変わりません。また、「事前に十分協議すること」、「保護者と十分協議すること」ということの前に、事前にとという言葉を入れております。

④番のところは、「経費の負担軽減」、これも言葉、中身は変わらないと思います。「経費負担の軽減」となっていたところを「経費の負担軽減」という言葉にまとめております。それから、「災害補償」で止まっておりましたけども、「災害補償などに」ということで、少し広げたとらえ方ができるように表現をそのようにしたところです。

以上のようなところが改正点として、一番は、その2時間原則というところを断定した、程度とするというように表現に変えて、県の指針ときちんと適合するような形にしたというところであります。

私のほうからは、小中学校部活動の指針につきましては以上です。

○高見博英教育長職務代理者

今、説明があったとおりで、県の指針にしたがってそれに対応できるように本市の指針を少し改めたということをございました。特に練習時間のところですが、程度ということで、少し曖昧で長くなる可能性があるところを、長くなることを少し抑えるために程度ということで制限を少し強くしたということをございます。

何か御質問はございませんか。

結局、ゆくゆくはその練習のところの小学校社会体育に完全移行するということになると、ここの項目は小学校の関係は削除するということですね。

○松岡隆恭教育審議員

はい、次年度、社会体育に完全移行しましたら、この部活動の指針の中には、もう中学校だけが残っていくという形になります。

○高見博英教育長職務代理者

来年度については、合志市中学校部活動の指針という形で、小学校は全く削除した形になるということですので、そこまで、了解した形で、今日は対応していきたいと思っておりますので、何かありませんでしょうか。

特にないようでございますので、今、原案で説明があったとおりで決定したいと思います。よろしくをお願いします。

それから、追加みたいに言いましたけれども、結局、小学校が完全移行した場合には、もう中学校という形で、随時移行するという形で、取り立てて変更がなければ、それを変更したところでの方針を受け継いでいきたいと思っておりますので、特に検討する必要があった場合だけまた委員会のほうに提案してください。

○松岡隆恭教育審議員

はい、ありがとうございます。

○高見博英教育長職務代理者

それでは、次にまいります。

日程2、報告事項にまいります。

まず、(1)の合志市学校教育ネットワーク電子黒板等整備事業に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱についての説明をお願いいたします。

右田課長。

○右田純司学校教育課長

それでは、説明します。教育のICT化の一環としまして、電子黒板等の整備を計画しておりましたけれども、昨年度末に市長選挙の関係で政策的な予算になるということもありましたので、今回、予算を6月補正予算で計上しております。議会も終わりましたので、予算は可決しております。電子黒板につきましては、市内の小中学校全教室に配置をすることで今計画しております。台数は約350台程度になると思います。これを5年リースで設置する予定です。

今回の要綱につきましては、市の選定にあたりまして、公募型プロポーザルという方式をとります。業者のほうから提案書が出てきますので、それを審査して決定する

という方式になりますので、それを審査する選定委員会を設置する要綱になります。

資料には22、23ページがその内容ですけれども、必要な分だけ御説明します。

第1条の設置につきましては、今御説明しましたとおりです。

第2条につきましては、提案書の審査ですね、あと納入業者の選定をします。

第3条の組織ですけれども、誰がその選定委員になるかということになりますけれども、こちらに書いてありますとおり、教育部長と学校教育課長、教育審議員、指導主事1名と各小中学校から各1名の先生方が出ていただいておりますので、先生方があわせて10名で選定をします。

その次の23ページの第7条です。選定結果の報告ですけれども、ここで選定をしまして、その結果を市長に報告することとなっております。特に、各学校からの先生に審査していただきたいところは、主に電子黒板の操作性、使いやすさを審査していただこうと思っております。

選定までの全体的なスケジュールとしましては、7月20日に公告しておりまして、市のホームページでも公表しております。それをもとに、今月末がプロポーザルの申込期限となっております。

8月14日が手を挙げた企業からの提案書の提出になります。

8月21日が機種デモンストレーション及びプレゼンテーションの審査という形になります。ここで審査ということになります。

8月31日までに審査結果の通知をする予定としております。

実際、学校で稼働する時期ですけれども、3学期からを予定しております。

ここで電子黒板が整備されますと、28年度の調査結果では、合志市は整備率が数パーセントというところで、県内では下から2番目の整備率でした。このときの県下の平均が大体30%整備率です。今回、全教室に入りますと100%になりますので、整備率も上がることになるかと思えます。

説明は以上です。

○高見博英教育長職務代理者

今、説明があったとおりで、3学期からは使用できるような方向を考えておられるようでございます。

何か御意見ございませんか。

教育長。

○惠濃裕司教育長

3学期からということですが、冬季休業中には設置できますか。そうすると、学校側も慣れることができると思います。

○右田純司学校教育課長

納品は、年末までです。リース契約が1月1日からにしております。

○高見博英教育長職務代理者

ほかに何か御意見ございませんか。

ございませんでしたら、合志市学校教育ネットワーク電子黒板等整備事業に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱については終わります。

次、2番目の8月の行事予定についてお願いいたします。

松岡審議員。

○松岡隆恭教育審議員

24ページを御覧ください。

合志市の行事のほうから御説明申し上げます。

8月1日 イングリッシュデイ、合志中校区。

2日 イングリッシュデイ、西中校区。

3日 イングリッシュデイ、西合志南中学校区。

6日 市の教頭会議。

7日 市の校長会議。小中一貫教育推進会議。

10日 市の教職員初任者の地域理解研修。

13日から15日 学校閉庁。

20日から22日、中学校区でサマースクールを実施。

23日 人推協の夏季講座。

24日 市の教育講演会。

27日 市議会定例会。

31日 教育委員会議は、これはあとで御確認をいただくということによりよくお願いします。

次の県関係です。

8月3日 熊本県小学校校長会夏季研究大会。

9日 九州中学校体育大会相撲競技の大会開会式。

23日と24日、全九州中学校長研究大会熊本大会。

教育事務所関係です。

8月2日 幼、保、小・中連携セミナー。

9日と10日 学習指導要領の全面実施に向けた研究協議会。

20日と21日 菊池地域の新学習指導要領実施に向けた説明会。

右の関係団体です。

27日 菊池市と菊陽町の夏休みが終了。

28日 大津町の夏休みが終了。

29日 合志市は2学期の始業式。

8月の行事につきましては以上です。

○高見博英教育長職務代理者

定例の教育委員会議の予定として31日は、どうだろうかということでございますので、委員の皆さんはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、31日、定例の教育委員会議の時間は10時からで時間的に大丈夫ですか。

○惠濃裕司教育長

質疑の打ち合わせは何時から。

○齋藤正典総務施設班主幹

午後2時からです。

○高見博英教育長職務代理者

それでは、定例の教育委員会議は31日の10時から、場所はここですね。定例会は今後、基本的にはいつもここであるということですか。

○齋藤正典総務施設班主幹

そうですね。議会関係があるときは、3階の部屋が取れませんので。

○高見博英教育長職務代理者

その都度、場所については確認をしておいてください。次回については、本会場であるということです。

それでは、8月行事について、何かほかに御質問ございませんか。

坂本委員。

○坂本夏実教育委員

本年度のサマースクールの校区ごとの参加人数がわかったら教えていただけますか。

○角田賢治指導主事

今、手元に詳細の資料を持ち合わせていませんので、概要で申し訳ありませんけど、各3中学校大体20名から40名の参加ということになっております。ボランティアのほうは大学生のほうは今年度は12名、それから、地域の退職校長会等から3、4名ほどの協力は得られるという形で実施になっております。

○高見博英教育長職務代理者

このサマースクールについては、なかなか参加体制がうまくいかないようなところもあるから、少し考慮してはどうかという意見も前にありましたけど、今年までは今までと同じようなやり方というところですか。

○角田賢治指導主事

そうですね。日程がなかなか取りづらくなってきているということもまた実状がありまして、本来は5日間を予定していたのですが、昨年度が4日間、今年度が日程が取れた日が3日間と、いろいろな研修等の行事関係で取りづらくなってきているということもあります。

今、小中一貫の取り組みの一つとして、中学校で開催をするという形になってきておりますので、そういう意味では、小学校のほうは少しずつ参加等もありますが、距離の問題とか、送迎の問題あたりが一方ではネックになってくるというところですけど、方法等については、また今後検討していきたいと思っております。

○高見博英教育長職務代理者

ほかに何か御質問ございませんか。

鍬野部長。

○鍬野文昭教育部長

先ほど、新設校の契約のお話が、これまでも少しずつ出ておりましたが、契約の案件に伴います臨時議会が8月9日の午後2時から決定という情報が入りましたので、関係者の皆さんはその日の出席をお願いしたいと思います。

案件については、今お話ししましたように、分離新設校の契約の相手方の議会の議決ということが必要になりますので、その関係1本とは思いますが、ほかにもまた出てくるかもしれませんが、いずれにせよ教育委員会はその1件だけということになります。

以上になります。

○高見博英教育長職務代理者

9日に新設校の業者選定に伴うことについての臨時議会が行われるということです。

ほかに何かございませんか。

なければ、8月行事については以上で終わりたいと思います。

その次のその他にまいります。

6月議会報告についてお願いいたします。

鍬野部長。

○鍬野文昭教育部長

それでは、6月議会が終わりました、今、臨時議会の話もしましたが、8月末からは次の9月の定例会がまた始まるというような時期になっております。6月議会の報告ということで、行いたいと思います。

別冊の資料の2と3が6月議会の報告ということになります。私のほうからは別冊

資料の2のほうについて御説明をしたいと思います。3のほうは予算関係ですので、それぞれの関係課長のほうから御説明をいたします。

それでは、別冊資料2の表紙のほうを見ていただきたいと思います。第2回合志市議会定例会が6月8日から7月4日までの期間に行われました。教育委員会の案件としましては2件ありました。

まずは、同意としまして、先ほど御紹介ありました、村上委員さんの、任命についてということで議会の承認をいただいております。

それから、議案の第41号としまして、一般会計の補正予算、こちらのほうも議会の決定がっております。

それから、一般質問が6月11日から13日まで3日間にあっており、質問者合計12名のうち、教育委員会関係は7名の議員の方から質問がっております。その一般質問の内容について、概要、概略、主なものということで簡単に御説明をしていきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、こちらについては、野口議員のほうから質問があったものです。第一小学校の学校内にある樹木の選定について質問があったところです。あまりに木が大きくなり過ぎて教室や図書館が暗くなっている、その大きくなったくすの木やいちょうの木を伐採してほしいというような要望が出ておりました。木がすごく大きくて伐採するにしても簡単にはいかないような大きさになってしまっておりますので、答弁の内容としましては、それぞれ剪定をやりますという内容の答弁をいたしております。

次に、もう1枚開けていただきまして、濱口議員からの質問です。地域活動へ子どもたちの参加ができないかというような内容です。右のほうに、答弁内容を書いておりますが、地域活動が以前よりも、段々協力体制が少なくなっている。その対策として、小中高生の地域行事への参加ができないだろうかというような質問でございました。こちらに書いておりますように、なかなか難しいというようなことを書いておりますが、実態として、合志市内の小中学生の現状ということ、はじめにお話ししました。地域行事への参加としましては、平成29年度の調査結果では、小学校6年生の調査結果として60.4%の子どもたちが何らかの形で、地域の行事へ参加しており、中学3年生では、少し減りますが28.5%の生徒が、地域のほうに何かで行事には参加をしているという状況がある中で、それが地域の活性化にすぐ役立つかというとなかなか難しいところがあります。結論としては、なかなか難しいけれども、何かの機会を通して、今後検討していきたいというようなことを、答弁としております。

次のページになりますが、松井議員の教育問題についてということで、医療的ケア児の支援についてという質問です。この医療的ケア児という子どもはどのような子どもかと言いますと、たんの吸引など、専門的知識が必要な状態の子どもです。一般的には病院以外の場所で、たんの吸引などを家族等が行う医療的援助のことを医療的ケアというそうです。その対象となる子どものことを医療的ケア児ということ、指します。家族等の以外と言いますと、看護師など一定の資格を持った人です。こういう方は、

吸引などの医療的なことをできるということになっております。こういう子どもに対して、市のほうはどのような対応を行っているのかということのお尋ねがありました。合志市では、保護者等の意向があれば可能な限り対応していると、こういう子どもがいても通常学校のほうに受け入れを行っているということです。対応の内容としては、施設面では、駐車場からその子どもが通う教室にスムーズに入れるようなスロープを設置したり、校舎を一部改修したり、そういったものを行っております。また、人的面については、看護師資格を持った補助員を配置しているというようなこともやっているところですよ。という回答をいたしております。

続きまして、青木議員からの質問になります。生徒への交通指導についてお尋ねがありました。特に中学生の自転車通学のことについてですけれども、答弁の3行目に学校の運転等の指導については、4月の全校集会で担当の先生よりルールやマナーの話があっておりまして、生徒たちにそういう面では徹底しているという答弁をいたしております。あとは中身のほうは後ほど御覧いただければと思います。

次に、青山議員の質問になります。こちらについては、③、⑥の2点お尋ねがっております。③のほうは、学校が避難所にもなっておりますので、各学校の避難所の運営マニュアルというのができていくかというようなことで質問がっております。また、そのマニュアルに基づいて市長部局との話し合いは行われたかという2点を聞かれております。答弁としましては、マニュアルは作成しているということを返しております。それから、市長部局との話し合いは、現在は行っていないけれども、将来的には関係課と具体的なことを想定して話し合いを始めたいと思いますという答弁をいたしております。

それから、2つ目が学校職員の防災士の資格の取得についてということでの質問がありました。

学校には、熊本地震を受けまして、熊本県教育委員会では、各学校に防災主任を置くようになっております。それについては、防災主任の役割とは何かを2行目、3行目で話をしたところです。最終的には、防災士というお尋ねですので、下から3行目からがその話になっていきます。答弁としましては、防災士資格取得につきましては、土日に講習会を受ける必要があるため、先生方の勤務体制の問題や費用とか、当然、受講料というのが必要になります。そういう問題で、市教育委員会から強制的に取得してくださいと、そういうことはできないということの話をした上で、防災関係に個人的に意識が高い先生方もいらっしゃると思いますので、そういう市で開催される防災士講習会等の情報等を、積極的に周知していきたいということでの答弁を行っております。

続きまして、次のページをお願いします。

同じく、青山議員からの質問になります。2点お尋ねがっております。1点目は、そこに書いてあるとおりです。2点目が④についてですが、1月31日に議会と各3中学校の生徒たちと報告会が行われております。そのとき、市内3中学校の生徒から通学路の街灯が暗くて少しその辺を改善してほしいというような意見が出たみたいで

す。私たちは、その席に私はおりませんでしたけれども、議会の中で生徒たちがそういう意見があったということでした。それにつきましては、合志市通学路交通安全プログラムに基づいた会議を行ってございまして、これには市、県の土木事務所、警察からもこの会議には出席をされてございまして、その中でいろいろ確認を行っているところです。こういう話をしまして、学校、PTA、そういったところを通して、教育委員会のほうには報告がきておりますので、対応をしていきたいというようなことで答弁しております。

それから、神田議員につきましては、新設校の現状はどうかというようなことですので、ここに書いておられるような答弁をいたしております。この時点では、まだ選定委員会の決定は出ておりませんでしたので、こういう答弁内容で話をしております。

最後に、坂本議員からの質問です。大きく2つの質問がござっております。1つは、合志市栄にあるみどり館という福祉施設がございまして、その使い方ということで、現状、利用者が少ないというようなこともある。その中で栄地区、コミュニティの組織化の話がありました。コミュニティというのは、旧西合志のほうでは、それぞれの行政区幾つか集まって、コミュニティ形態がつけられております。旧合志町のほうでは、それは全くありません。各自治行政区単位で、いろいろな行事が行われております。それを栄地区で、モデル的に旧合志町のほうでもコミュニティができないかというような質問がござっております。答弁としましては、ここに書いておりますように、平成28年度に一度取り組みとして、各関係区長あたりに説明会等が行われております。平成28年度は熊本地震もありまして、平成29年度においては、熊本地震の復旧作業の影響もあり、なかなか思うようには取り組むことができなかったということがありましたけれども、今年度改めて栄コミュニティ事業を展開していくということで、現在は、各区長と面会し聞き取りなどを行いながらいろいろ問題点あたりの洗い出しをしているところですという答弁としております。

それから、大きい2つ目、小学校部活動の社会体育移行についてという質問が行われまして、右のほうに①から④までの4点聞かれてございまして、社会体育に移行できているクラブの現状ということでお尋ねがありました。7つの小学校、26の部活動があります。そのうち、この時点で移行できている部活動は7部活動。平成30年度中に移行できそうな部活動が7部活動のほかに3部活動ある。逆に、もう廃部を決定したという部活動が2部あり、残りのその他の部活動については、平成31年度からは社会体育に移行に現実的に移らなければなりませんので、それまでに移行できるように支援していきたいというところで答弁をしております。

次に、②番です。なぜ社会体育に移行できないのかということの理由ということで、社会体育に移行できない部活動はなぜかというようなことで書いてございまして、一番は指導者の確保、それから、運営体制の確立、この2つが、非常に大きな問題となっているということをお話しております。

その2つに対して、③ですが、社会体育に移行するための方策として何かないかということですが、この時点では、現在、3月から社会体育移行に伴う指導者人材バン

クの登録と放課後部活動開始から指導者が来るまでの間のサポーター、この2つの登録申し込みの実施を始めました。しかしながら、この時点ではほとんど申し込みというのは、残念ながらなかったということです。そのほかの取り組みとしては、今後は市内の各企業等の訪問も考えていくということで、こちらからいろいろ呼び掛けもしてはいますけれども、なかなか人材を集めることは難しいというような現状があるという話をして答弁といたしております。

一般質問の概要は以上になります。

次に、別冊資料3でもう一つの一般会計補正予算についてになりますが、これについては、学校教育課のほうから説明をいたしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○高見博英教育長職務代理者

それでは、関係課で、右田課長。

○右田純司学校教育課長

それでは、別冊資料3で学校教育課分の説明をまずいたします。

学校教育課の補正予算としましては、4つあげております。一つが先ほど説明しました電子黒板です。もう一つが特別支援教室のアクセスポイントの設置工事、もう一つが合志南小のプール改修工事、あとは市民の方から学校の図書で役立ててくださいということで寄附がありましたのでそれになっております。

この資料の3ページをお開きいただきますと、債務負担行為補正というところで、教育のIT化推進事業、これが電子黒板の先ほど説明しましたリース料になります。これが5年になりますので、31年度から35年度まで、総額約2億3,200万円です。これにあとで出てきますけど、今年度の3カ月分もありますので、5年間あわせると約2億4,000万円のリース料になります。この債務負担行為といいますが、市役所は単年度で予算を組みます。しかし、これは5年契約になりますので、その予算の担保のためにこの債務負担という設定をしております。これをしていると35年度までは予算が確保されますという設定です。

続きまして、資料の5ページ目をお開きください。右側の説明欄のほうを御説明します。上から1、2、3番目、電子黒板・実物投影機等機器リース料、これが今まで説明しましたとおり、3学期から稼働しますので、1、2、3の3カ月分の約1,200万円を計上しております。

その下の特別支援教室タブレット端末アクセスポイント配置工事です。特別支援学級ではタブレットを使って授業をしております。そのタブレットがWi-Fi、無線LANになりますので、必ず教室に一つアクセスポイントを付けることになります。特別支援教室も今増えておりますので、その新設と、学校によっては年度年度で教室の場所が変わったりしますので、変わった場合の移設です。何で今回補正かということをお申し上げますと、当初予算では、当初予算は12月ぐらいにもう組んでいます。そ

のときは学校の中でどこの教室がどこになるというのはまだ決まっていないので、今回、6月補正であげております。設置と移設あわせまして8カ所ぐらいになります。

その下、4番目の図書購入です。市民の方から学校の図書購入費で使っていただきたいということで寄附がございました。1校当たり30万円で10校になります。210万円ですので、これは小学校分になります。

その下2つが、合志南小改修事業で委託料と工事請負費がありますけど、これがプールの改修工事になります。工事請負費と、委託料というのは、設計した会社がきちんと施工しているかというのを見ているので、その委託料になります。

プール改修につきましては、今、プール使っていますので、プールを使わなくなった秋ぐらいから工事をしたいと思っております。

その下の図書購入、これが90万円で中学校分となります。

簡単でしたけれども、以上で学校教育課分の説明を終わります。

○高見博英教育長職務代理者

続いて、生涯学習課関係をお願いします。

○栗木清智生涯学習課長

資料は6ページになります。左側の2段目、総合センター費のところ印刷製本をあげておりますけれども、ヴィーブルが4月に新しくリニューアルオープンしましたけれども、それに伴って福祉棟の改修も行われております。その改修の関係で、今まで作成していたパンフレット関係が変わってきますので、その印刷製本を行うものです。

3の公民館費です。委託料と15工事請負費につきましては、須屋市民センターの空調設置を行いたいというところで、その設計と設置工事と監理委託というところであげております。須屋市民センターにつきましては、基本的には体育館に空調を入れて利用のです。幅を広げるという部分と、当然暑さ対策が主になってくるんですけども、避難所にも指定されていますので、その指定避難所の円滑な運用というところにもつなげているということになります。

7文化財保護費になります。発掘作業につきましては、現在、学芸員が、新しく採用されておりますけれども、一人のところ発掘作業はなかなかできないので、作業員の賃金を充てているところです。2番目にあります、樹木伐採委託、これにつきましては、中央小学校の裏手になりますけれども、二子山石碑のところの道沿いのかなり木が茂っております、倒木の恐れもあります。実際倒木もしている箇所もあります、危険度が増しているということで、急遽、補正をということで、現在、とりかかっております。ほぼ9割方終わっているところです。工事請負費としまして、黒石原奉安殿の周辺整備ということで、昨年度からこの奉安殿周辺の整備を行っておりますけれども、ここにつきましても、周辺けやきの木を、高木を伐採したところですけども、今は根が残っている状態で、かなりでこぼこして周辺が危ない状態になりま

す。それで、根を抜いて周りを整地して、奉安殿の来訪者、それと目の前が黒石原のコミュニティセンターにもなっていますので、この施設の利用者の安全確保のために周囲をきれいにするとところで、奉安殿は今のところ文化財保護員からは、市の文化財指定を受ける方向で、条件が環境整備ということも含まれておりますので、その一環として行っているということです。

次の7ページの2番、体育施設費になりますけれども、この報酬と13番の委託料が一体的なものになりますけれども、ヴィーブルの開館にあわせまして、トレーニングルームも当然開館しますけれども、トレーニングルームのインストラクターを公募しておりましたが、応募がなかったわけではないのですけれども、1名いらっしゃいましたけれども、採用基準に満たなかったので、急遽、4月8日のオープンにあわせて業者に委託をさせてオープンをするというところで、流用して対応していましたので、今回、6月の補正で報酬の減額、そして、委託料の増額というところであげているところです。工事請負費につきましては、体育館の雨漏りが、4月ぐらいが多かったので、急遽、雨漏りの修繕として改修工事を行うところです。

生涯学習課の補正予算については以上です。

○高見博英教育長職務代理者

人権啓発教育課については、特にありませんか。

○林智英啓発教育班長

ありませんでした。

○高見博英教育長職務代理者

議会報告について説明がありましたけど、御質問ございませんか。

ないようですので、次にまいります。

生徒指導についてお願いいたします。

澤田指導主事。

○澤田みほ指導主事

資料の25ページ、報告事項等(3)で、今年度6月の不登校児童生徒数を表にまとめたものをあげておりますので、それについて御説明をいたします。

6月の報告では、平成30年度の不登校の生徒数は、小学校6名、中学校9名、合計の15名という結果でした。この15名というところ、6月を平成25年度から見てもみますと、過去で最も増えているという数字になっておりますけれども、この原因としましては、昨年度、平成29年度末の不登校が79名という数字を出しておりますので、年度が変わりましても、前年度不登校だった生徒が引き続き4月から不登校ということで、4月はあがっておりませんが、5月で30日を超えたということで8名あがっておりますので、その続きの15名と理解しております。ただ、5月と6月

の増加率を過去の年度をずっと見ていきますと、8人から15人というのは、新規の不登校が若干かもしれないけれども、過去ほどはなかったと見方もできるのではないかと考えております。

この15名の不登校の児童生徒につきましては、各学校での取り組みをさせていただいているところです。また、毎月、女性こども支援課の連絡会も行っておりますし、事務所や合志市配置のSCやSSWにも御協力いただいたので、急激に改善ということはありませんけれども、長い取り組みはさせていただいているというところでもあります。ただ、上のグラフを見ますと、長期休業に入っております、今年度の場合は8月29日から2学期が始まりますけれど、長期休業明けの9月でまた人数が増えているのが、過去も同じような傾向がありますので、9月に入ってから児童生徒への学校の働きかけというのが一つこの角度を緩やかにしていくためには、学校にさらに頑張ってもらって取り組みをさせていただかなければいけないところではないかと見ております。9月、それから11、12月、そして2月というのが増加をする山だろーと考えております。家庭の支援が必要な家庭もたくさん報告をされておまして、専門機関の病院にもかかっている児童生徒が多くいることは胸を痛める場所ではありますけれども、学校としましては、長期的に粘り強い取り組みをさせていただいているところと感じております。

先ほど、小中一貫教育等のお話もありましたけれども、昨年度の場合、1年生から4年生をみますと、不登校と不登校傾向と含めてみたところ、4月から毎月1日、2日、その欠席が重なっていったら3月末には30日越えの不登校となる、1年生から4年生までの児童もおります。ですので、低学年の欠席、1日欠席も大事に取り扱って指導していくということが、これからの不登校傾向の未然防止にも大事なことではないかと考えております。夏休み明けに向けて、学校へのお願いをしていきたいと思っています。

以上です。

○高見博英教育長職務代理者

いじめの認知件数について、幾つかありますけれども、これについては、全て解決をしているということですか。

○澤田みほ指導主事

はい、そのように報告を受けております。

○高見博英教育長職務代理者

今、報告があったとおりですが、何か御質問ございませんか。

はい、それでは、次にまいります。

合志市小中学校新設校建設事業優先交渉者の決定について、説明をお願いいたします。
右田課長。

○右田純司学校教育課長

それでは、資料の26ページ目になります。昨年度、PFIが不成立という結果になりまして、委員の皆様にも御心配をおかけしておりました。新設校の建設事業につきましては、違う方式で再公募をしており、その公募した結果、4グループの提案がございました。7月6日に教育長を含めました有識者5名の審査委員の方で審査をしていただきまして、それを受けて7月10日に市で決定したというのがこの内容になります。

1番目の優先交渉者ですけれども、代表企業名が佐藤工業株式会社九州支店、これは建設する会社になります。その下に書いてあります構成企業、株式会社佐藤総合計画九州オフィス、こちらが設計をする会社になります。こちらは2つとも大手の会社になります。その下の坂口建設株式会社と株式会社桜樹会・古川建築事務所、これは県内の会社になります。この4社でグループを組んで学校建設に今から入っていきます。提案価格につきましてはですけれども、税抜きで58億8,000万円、税込みにしますと、その下に書いてありますけれども約63億5,000万円になります。その下の3番が審査結果になります。提案書の内容の技術評価点というのは300点、価格点といいますのが、単純に提案の価格です。それが100点、あわせて400点満点で審査をしておりまして、その横にA B C Dと書いてあると思いますけれども、これが提案された会社のグループです。最終的にこの総合評価点が一番高いBグループ、今、御説明しましたところが優先交渉者となっております。今後は、先ほど部長からもありましたけれども、8月9日に委員会を開催しまして、この契約自体が議会の議決事項になりますので、そこで議決されましたら、早速設計のほうに入る予定であります。用地取得につきましては、設計ができてからになりますので、大体年度末ぐらいを考えております。

以上です。

○高見博英教育長職務代理者

いよいよ動き出したという感じがいたします。

何か御質問ありませんか。いいですか。

はい。それでは、その他で何か追加がありましたらお願いしますが、よろしいですか。

では、ないようですので、これで私の務めは終わらせていただきたいと思います。

進行につきましては、教育長にお譲りいたします。

○惠濃裕司教育長

今日は、たくさんの議題がございまして、熱心に審議して、本当にありがとうございました。

また、高見委員におきましては、進行ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、7月の定例会を終わりたいと思います。

御起立願います。
以上でございます。ありがとうございました。

午後 3 時 4 3 分 閉会